

# 全国高等学校長協会家庭部会規約

昭和26年5月24日施行 昭和47年2月7日改正  
昭和29年10月19日改正 昭和48年8月25日改正  
昭和30年5月20日改正 昭和52年5月24日改正  
昭和31年5月25日改正 昭和55年5月27日改正  
昭和33年10月9日改正 昭和61年5月27日改正  
昭和36年11月26日改正 平成5年5月25日改正  
昭和38年6月1日改正 平成13年5月24日改正  
昭和39年6月4日改正 平成25年5月28日改正  
昭和39年9月22日改正 平成27年5月19日改正  
昭和41年8月17日改正 令和2年5月15日改正  
昭和43年8月23日改正 令和3年12月13日改正

## 第1章 総 則

第1条 本部会は、全国高等学校長協会規約第6条による部会である。その事務所を理事長の指定する場所に置く。

第2条 本部会は、全国高等学校長協会の趣旨に基づき、高等学校家庭科教育の振興を図ることを目的として次の事業を行なう。

- (1) 家庭科教育振興に関する調査研究
- (2) 研究会、協議会、講演会、講習会等の開催
- (3) 家庭科教育振興に関する要望及び陳情等
- (4) 名簿、会報その他の刊行
- (5) 公益財団法人全国高等学校家庭科教育振興会の事業の援助
- (6) その他必要な事業

第3条 上記第2条の事業を行うために必要な細則は、別に定めることができる。

## 第2章 会員、役員、職員

第4条 本部会の会員は、次に定めるところとする。

- (1) 正会員 家庭に関する学科等を置く高等学校の校長及び家庭に関する科目を置く高等学校等の校長
- (2) 特別会員 かつて正会員であった者で、理事会で推薦した者

第5条 本部会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名 理事会で互選する。
  - (2) 副理事長 3名 理事会で互選する。
  - (3) 理事 若干名 都道府県の会員の互選とする。  
(うち1名を都道府県代表理事とする)
  - (4) 常務理事 若干名 理事会で理事の中から選出する。
  - (5) 監事 若干名 総会で選出する。
- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 役員のうち、理事長・副理事長を本部役員という。

第6条 理事長は会務を総理し、本部会を代表する。副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、

その職務を代行する。

第7条 常務理事は常務理事会を構成し、会務を掌理する。

第8条 理事は理事会を構成し、会務を審議する。

第9条 監事は、事業及び会計を監査する。

第10条 本部会から選出する全国高等学校長協会理事は、常務理事会で候補者を推薦し、理事会で選出する。

第11条 本部会に次の職員を置く。

事務局長 1名、次長 1名、主幹等 若干名

2 職員は、理事長が任命する。

第12条 職員は理事長の命を受け、本部会の会務を処理する。

第13条 本部会には理事会の推薦により、顧問を置くことができる。

## 第3章 会 議

第14条 本部会は、年1回の総会及び年2回の理事会を開く。常務理事会において必要と認めるときは、臨時に総会又は理事会を開くことができる。総会の議長はそのつど会員の中から選出し、理事会の議長はそのつど理事の中から選出する。

第15条 総会では、次の事項を協議する。

- (1) 予算の議決
- (2) 決算の承認
- (3) 本部会の事業に関すること

2 総会が開き難い場合は、理事会をもってこれに代えることができる。

第16条 本部会は、年2回の常務理事会を開く。ただし、理事長が認めるときは、臨時に常務理事会を開くことができる。また、会務の適正かつ円滑な運営を確保するため、常務理事会の中に本部常務理事会を置く。その構成は、別に定める。

第17条 理事会では、次の事項を審議する。

- (1) 予算、決算
- (2) 重要な会務

2 理事会が開き難い場合は、理事長の裁定により常務理事会又は本部常務理事会をもってこれに代えることができる。

第18条 会議の決議は、出席者の過半数による。

## 第4章 会 計

第19条 本部会の会費は年額5,000円とし、都道府県代表理事が取りまとめて5月末までに納入する。ただし、特別会員からは徴収しない。

第20条 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第5章 支部、ブロック

第21条 本部会は、都道府県に支部を置くことができる。支部は本部会の趣旨に基づき、運営細則を定めることができる。

第22条 本部会は、次の9ブロック(地区)を置く。  
北海道(全区)、東北(6県:青森・岩手・宮城・秋

田・山形・福島)、関東(8都県:茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨)、北信越(5県:新潟・富山・石川・福井・長野)、東海(4県:静岡・愛知・岐阜・三重)、近畿(6府県:滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)、中国(5県:鳥取・島根・岡山・広島・山口)、四国(4県:徳島・香川・愛媛・高知)、九州(8県:福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)。

## 第6章 小学校校長会

第23条 本部会に次の校長会を置く。

- (1) 被服・服飾デザイン系高等学校校長会
- (2) 食物科・調理科高等学校校長会
- (3) 保育系高等学校校長会

各校校長会に関する規約は、別に定めるものとする。

## 付 則

- 1 本規約は、総会の決議を経なければ変更することができない。
- 2 第17条2項の規定は、令和2年5月15日から施行する。
- 3 第19条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

## 家庭部会役員の数及び選出に関する細則

昭和36年11月26日施行 昭和48年8月25日改正  
昭和38年6月1日改正 平成19年5月22日改正  
昭和39年6月4日改正 平成27年5月19日改正  
昭和43年8月23日改正 平成28年5月24日改正  
昭和47年2月7日改正

### 第1条 理 事

各都道府県から選出される理事の数は、その都道府県の会員数20名までは2名とし、10名までを増すごとに1名を加えた数を基本とする。

### 第2条 常務理事

常務理事は、関東ブロック11名(東京4名、他県各1名)、他の8ブロック代表16名、各小学校校長会会長とする。関東ブロックの常務理事で、本部常務理事会を構成する。

### 第3条 監 事

監事は3名とし、理事を除いた会員から選ぶものとする。

## 付 則

本細則は、平成28年5月24日から実施する。

## 全国高等学校長協会家庭部会 被服・服飾デザイン系高等学校長会規約

昭和63年12月2日施行 平成27年5月19日改正  
平成元年11月18日改正 平成28年5月24日改正  
平成7年11月10日改正 令和2年5月15日改正  
平成13年10月10日改正

## (総 則)

第1条 本会は、全国高等学校長協会家庭部会被服・服飾デザイン系高等学校長会と称する。

第2条 本会は、全国高等学校長協会家庭部会の研究協議機関として、被服・服飾デザイン系学科(コース・類型等)の教育の振興を図ることを目的とする。

## (組 織)

第3条 本会は、全国の被服・服飾デザイン系学科(コース・類型等)を置く高等学校の校長で組織する。

第4条 本会は、次の3つのブロックを設ける。

- (1) 北海道・東北・関東・北信越ブロック
- (2) 東海・近畿・中国・四国ブロック
- (3) 九州ブロック

## (事 業)

第5条 本会の目的を達成するために、年1～2回の理事会、3年ごとで総会・研究協議会を開催する。その他、研究活動、広報活動等を行うとともに、学科主任の情報交換、研究協議等の事業を行う。

## (役 員)

第6条 前条の事業を行うために、本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 若干名

第7条 役員は理事会を構成し、本会の企画・運営に当たる。

第8条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事の互選とする。
- (2) 理事は、ブロックごとに選出する。
- (3) 隔年で開催する総会・研究協議会の主管校校長は、前回の開催年度から理事となる。

第9条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

## (事務局)

第10条 本会の事務局は、全国高等学校長協会家庭部会内に置く。

## (会 計)

第11条 本会の経費は、家庭部会の会費で支弁する。

## (付 則)

第5条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

第9条の規定は、令和2年5月15日から施行する。

全国高等学校長協会家庭部会  
食物科・調理科高等学校長会規約

昭和57年9月28日施行 平成18年5月26日改正  
昭和60年9月13日改正 平成27年5月19日改正  
平成4年10月8日改正 平成28年5月24日改正  
平成7年9月21日改正 平成30年5月22日改正  
平成13年10月3日改正

(総 則)

第1条 本会は、全国高等学校長協会家庭部会食物科・調理科高等学校長会と称する。

第2条 本会は、全国高等学校長協会家庭部会の研究協議機関として、食物科・調理科の教育の振興を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、全国の食物科・調理科を置く高等学校の校長で組織する。

第4条 本会は、次の5つのブロックを設ける。

- (1) 北海道・東北ブロック
- (2) 関東・北信越ブロック
- (3) 東海・近畿ブロック
- (4) 中国・四国ブロック
- (5) 九州ブロック

(事 業)

第5条 本会の目的を達成するために、年1～2回の理事会、3年ごとで総会・研究協議会を開催する。その他、研究活動、広報活動等を行うとともに、学科主任の情報交換、研究協議等の事業を行う。

(役 員)

第6条 前条の事業を行うために、本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 各ブロック2～4名

第7条 役員は理事会を構成し、本会の企画・運営に当たる。

第8条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事の互選とする。
- (2) 理事は、ブロックごとに選出する。
- (3) 3年ごとに開催する総会・研究協議会の主管校校長は、前回の開催年度から理事となる。

第9条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(事 務 局)

第10条 本会の事務局は、全国高等学校長協会家庭部会内に置く。

(会 計)

第11条 本会の経費は、家庭部会の会費で支弁する。

(付 則)

第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第9条の規定は、平成30年5月25日から施行する。

全国高等学校長協会家庭部会  
保育系高等学校長会規約

昭和57年5月26日施行 平成13年5月25日改正  
昭和60年12月2日改正 平成14年5月31日改正  
平成2年11月2日改正 平成18年5月26日改正  
平成7年5月23日改正 平成27年5月19日改正  
平成8年11月12日改正 平成28年5月24日改正  
平成11年11月12日改正 令和元年5月21日改正

(総 則)

第1条 本会は、全国高等学校長協会家庭部会保育系高等学校長会と称する。

第2条 本会は、全国高等学校長協会家庭部会の研究協議機関として、保育教育の振興を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、全国の保育科及び保育に関係ある学科・コース・類型等を設置する高等学校の校長で組織する。

第4条 全国を1ブロックとする。

(事 業)

第5条 本会の目的を達成するために、年1～2回の理事会、3年ごとで研究大会を開催する。その他、研究活動、広報活動を行うとともに、学科主任並びに教員間の情報交換、研究協議等の事業を行う。

(役 員)

第6条 前条の事業を行うために、本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 若干名

第7条 役員は理事会を構成し、本会の企画・運営に当たる。

第8条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事の互選とする。
- (2) 3年ごとに開催する研究大会の主管校校長は、前回の開催年度から理事となる。

第9条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(事 務 局)

第10条 本会の事務局は、全国高等学校長協会家庭部会内に置く。

(会 計)

第11条 本会の経費は、家庭部会の会費で支弁する。

(付 則)

第5条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

第9条の規定は、令和元年5月24日から施行する。